

地域の力で子どもたちを育む

青少年非行防止!!

フィルタリングで有害情報への接続をブロック!

- 平成18年中に道内で、出会い系サイトやテレホンクラブを利用して性的被害を受けた青少年は88人にのぼり、これらの青少年が出会い系サイト等を利用するために使われたのが携帯電話でした。

保護者には教えて守らせる義務と責任が!

- 子どもが使う携帯電話は保護者の持ち物です。子どもと保護者の間には、両方で守るべきルールが存在し、保護者には教えて守らせる義務と責任があります。

子どもの携帯電話にはフィルタリング機能の設定を!

- 携帯電話を持たせるときは、インターネット接続機能を有しないものや、情報を受け取る側で有害なウェブページを表示させないことができるフィルタリング機能を設定したものとすることが大切です。

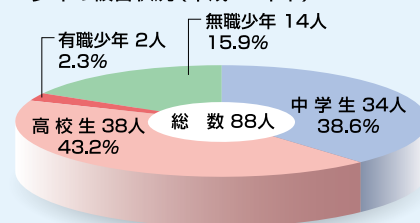
出会い系サイトを利用して性的被害にあった事例

- 女子高校生2名は、出会い系サイトで知り合った無職少年に携帯電話の出会い系サイトの掲示板に援助交際を求める書き込みをさせられ、男性2名と引き合わされ性交させられた。

携帯電話は
危険がいっぱい!



- 道内における出会い系サイト等利用による少年の被害状況(平成18年中)



18歳未満の者の「出会い系サイト」の利用は、法律で禁止されています。

要注意

出会い系サイトで知り合った人と気軽に会ってしまった児童が、殺人、強姦、誘拐などの事件に巻き込まれています。
※「出会い系サイト規制法」では、18歳に満たない者を「児童」と定義しています。

子どもに伝えましょう

「出会い系サイト」による犯罪から
あなた自身を守るために

チェック1

「出会い系サイト」を見ない!

興味があっても、「出会い系サイト」を見るのはやめましょう。
「危険」に近づかないことが大切です。

チェック2

「出会い系サイト」に書き込みをしない!

一度書き込みをすると、相手は巧みな誘い文句で誘惑してきます。
「匿名だから」と安心したり、心のスキを見せたりしないようにしましょう。

チェック3

「出会い系サイト」で知り合った人と絶対会わない!

メールを通じて気安くなり、「会ってみようかな」という気持ちになったらご用心!
相手は、そんなあなたの心のスキをねらっています。



インターネット上の有害な情報を遮断するための フィルタリング等について

●フィルタリングシステムの利用

フィルタリングシステムとは、パソコンにインストールして、有害なものの閲覧をコントロールするシステムです。プロバイダや(財)インターネット協会による無償提供ソフトなどがあります。

●アクセス制限機能の利用

携帯電話会社に申し込み、出会い系サイト等へのアクセス制限機能等のサービスを利用することができます。

北海道青少年健全育成条例が施行されました。

平成19年4月1日に改正条例が施行されました。
(インターネットの利用に係る環境の整備)

●保護者などの努力義務

青少年がインターネットを利用する際は、有害な情報を閲覧又は視聴させないように努めなければなりません。

●事業者の努力義務

インターネットカフェ等の営業者、プロバイダ、携帯電話の販売業者などは、青少年がインターネットを利用する際は、フィルタリングソフトの活用や情報の提供に努めなければなりません。

地域で育む青少年、取り組もう非行の根絶

飲酒・喫煙について(未成年者は禁止)

◆補導される少年の約半数は喫煙

タバコやお酒は習慣になりやすく、いざ止めようと思ってもなかなか止められないものです。その害ですぐに病気になるわけではありませんが、悪影響はじわじわ。とりわけ子どものうちから習慣になると影響は大きくなるといえます。



薬物乱用について

◆一度でも一生つきまとう薬物

「ちょっと興味があって」はじめはそんな軽い気持ちでも、覚せい剤などの薬物は、一度使うとまた使いたくなる性質(習慣性)が強く、気づいた時にはもう止められなくなっています。また、一度止めたと思っても、フラッシュバックといって何ヶ月も何年もあとになって幻覚があらわれたり、あとあとまで、悪影響を及ぼします。



万引きについて

◆窃盗の中では、万引きが多い

万引きを含む窃盗の場合、自己中心的で短絡的な考えや遊び、好奇心、スリル感覚など興味本位から犯罪を犯すなど、少年の規範意識が低下していると言えます。どのような理由でも他人の物を盗ることは窃盗という犯罪であることに変わりはありません。

悪いことは悪いという認識をしっかりとって、子どもの規範意識を醸成することが大切です。



非行防止への糸口(一人一人ができること)

大切なことは 伝えましょう。

子どもに物事の善し悪しをきちんと伝えることは大事なことです。周りの大人の助けなしに、子どもだけで分別を身につけることは難しいでしょう。子どもは周囲とぶつかりながら気づいていくのです。「他の子どもに影響されただけ」とかばったり、「勝手にしなさい」と放っておかずに、「悪いことは悪い」とはっきり言いましょう。

でも、 うまくいかないときは。

言ってもきかないと あきらめる前に。

子どもに悪いことや危ないことを繰り返し伝えても、結局、「自分が好きなようにやっているんだからいい」という子どもが取り合わないことがあります。また、「止められるとますますやりたくなる」とか、「友だちもやっているし、仲間外れにされる」と言うかも知れません。こんな時、大人は戸惑います。

「何度言っても聞かない」そんな時には、今までやってきたことをどこか変えるといい結果につながる場合があります。例えば、いつどんな時に、誰が、どんな言い方で、どんな気持ちで、何回言うのかなど、少しでも変えてみてはどうでしょう。いっそのこと何も言わずに、普段の態度をちょっと変えてみるのもいいかもしれません。あるいは、よく考えてみたら、今のままが一番ということもあります。いろいろ考えたり、変えてみているうちに、その人だからこそできる何かが見つかるかもしれません。

「そんな小さなことではなく、もっと根本的な解決を」と思われる方も多いでしょうが、むしろ小さな変化が大切なのです。小さな変化を少しずつ積み重ねていけば、あとで振り返ると、きっと大きな変化につながるものです。

相談窓口

教育やいじめ等
子どもに関すること

少年の非行や
犯罪被害に関すること

相談先

子ども専用フリーダイヤル
(北海道立教育研究所)

電話番号

フリーダイヤル
0120-3882-56
0120-3882-86
0570-078310

受付時間

毎日
24時間

相談先

少年相談110番
北海道警察本部
少年サポートセンター

電話番号

フリーダイヤル
0120-677-110

受付時間

月～金
8:45～17:30